

宇美町空き家バンクQ & A

～空き家を借りたい、買いたい人(利用希望者)編～

Q. 空き家バンク利用者の対象はどのような人ですか？

A. 宇美町に移住定住を希望し、空き家バンク制度にご賛同いただける方で、空き家の賃貸や購入を希望する方が対象となります。

Q. 空き家バンクに利用登録する際には、登録料などの費用がかかりますか？

A. 空き家バンクへの利用登録は無料です。ただし、実際に賃貸・売買の契約を結ぶ際に宅建業者（取扱業者）に対して仲介に係る手数料が発生します。

Q. 空き家に定住するのではなく、月に数日滞在する場合でも利用できますか？

A. 地域住民と協調して生活できたり、地域の活性化に寄与できると認められる場合、定期的に滞在する方も利用できます。

Q. 物件の詳細確認、交渉をする手続きは？

A. 具体的に確認・交渉したい物件があった場合は、まず、空き家バンク利用者登録申請書（様式第12号）を町に提出していただく必要があります。以後、取扱業者との交渉になります。

なお、申請書様式は、町のホームページからダウンロードできます。

Q. 利用登録だけでもできますか？また、その際、希望条件の空き家が登録された場合、個人的に連絡してもらえますか？

A. 利用登録だけでも登録は可能です。

また、希望条件に合う物件が登録された際には、ご連絡をいたします。

Q. 利用登録する前に外観だけでも見たいのですが、空き家の住所は教えてくれますか？

A. 空き家の住所は、個人情報になりますので、ホームページに掲載している以外の情報については、利用登録していただく前にはお教えすることができません。空き家バンク利用者登録申請していただき、登録されればお教えできます。

Q. 交渉から契約まで町が入ってくれますか？

A. 町は、売買、賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為には関与できません。契約等に関するご不明な点等は、取扱業者にご相談ください。